

神警協発第86号  
令和3年2月16日

警備業者 各位

一般社団法人 神奈川県警備業協会  
会 長 畠 山 操

令和3年度新任警備員教育の実施について（ご案内）

謹啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の警備員教育等業務各般について格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会で行う令和3年度の新任警備員教育については、下記のとおり実施することといたしましたのでご案内申し上げます。

新たに警備業務に従事させようとする警備員（以下、「新任警備員」という。）に対する教育は、令和2年度と同様3コースに区分して行うことといたしましたので、教育区分を確認のうえ、受講申込みいただきますようお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 教育実施期間 令和3年4月6日（火）から令和4年3月18日（金）まで
- 2 教育実施日程 別紙「令和3年度新任警備員教育実施日程表」のとおり。
- 3 実施場所 横浜市中区寿町二丁目5番地の1  
川本工業ビル5階研修室（別紙「協会案内図」参照）  
（※都合により講習会場が変更になる場合があります。）
- 4 教育区分及び教育時間
  - (1) 教育日程当（協会のホームページ(<http://www.shinkeikyo.or.jp>)に掲載）  
「令和3年度新任警備員教育実施日程表」のとおり。
  - (2) 教育区分及び時間  
「新任警備員教育計画書」に基づき、次の3コースで行います。
    - ① 1号警備業務（施設）3日間コース  
基本教育10時間、業務別教育（1号）10時間の合計20時間
    - ② 2号警備業務（交通・雑踏）3日間コース  
基本教育10時間、業務別教育（2号）10時間の合計20時間
    - ③ 基本教育1.5日間コース  
基本教育10時間  
（上記①・②コースの初日・2日目の午前中実施）
  - (3) 補充教育  
新任警備員教育は、警備業法上一部の特例を除き、基本教育、業務別教育の合計20時間以上の教育が義務付けられております。  
当協会で行う新任警備員教育は、上記のとおり③コースは業務別教育10時間以上の補充教育が必要となりますので、各社において実態に即した補充教育の徹底をお願いいたします。また、①・②コースは法定の教育時間を充足しておりますが、各社において実態に即した補充教育をお願いいたします。

(4) 修了証書及び教育実施簿の交付

当協会の新任警備員教育を修了した者に対しては、修了証書及び教育実施簿を交付いたしますので、担当者は確認のうえ、警備員名簿とともに整理し保存しておいてください。

5 受講料（消費税を含む）

(1) 1号警備業務3日間コース及び2号警備業務3日間コース

- ① 会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 9,600円
- ② 非会員の警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき19,200円
- ③ 未認定等の一般受講者・・・・・・・・・・1名につき24,000円

(2) 基本コース（1.5日間）

- ① 会員警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき 5,200円
- ② 非会員の警備業社の受講者・・・・・・・・・・1名につき10,400円
- ③ 未認定等の一般受講者・・・・・・・・・・1名につき13,000円

※ 教育途中で辞退された方の受講料は返金・払戻しはいたしませんので、ご注意ください。当協会発行の新任警備員教育用の「新警備員教本」は受講初日に配布いたします。

6 受講料の支払・納入方法(※受講料支払・納入期日の確実な記載をお願いします。)

受講料の支払・納入は、当協会の下記口座に振込むか直接協会にご持参ください。納入期日は、原則として教育初日までにお願いいたします。教育最終日までに支払若しくは納入が確認できない場合は修了証書の交付を見合わせる場合があります。

※ 振込先

横浜銀行本店営業部 普通預金口座 0362083  
横浜市中区寿町二丁目5番地の1  
一般社団法人 神奈川県警備業協会 会長 畠山 操

7 受講申込み方法

受講申込みは、「新任警備員教育（セキュリティ科）受講申込書」（当協会のホームページ(<http://www.shinkeikyo.or.jp>)に掲載）により、希望コースを指定のうえ、講習初日の前日（土・日・祝日を除く）正午までに協会事務局までFAX（045-225-8707）若しくは郵送にて申込みをしてください。

なお、当協会で行う新任警備員教育は、県の職業訓練校として認定を受けている関係上、当局の指導・監査の対象となっていることから「新任警備員教育（セキュリティ科）受講申込書」は代表者と受講者印を押捺した原本が必要となりますので、必要項目が整った段階（雇用保険被保険者証の写しの添付）で改めて送付いただきますようお願いいたします。

8 受講受付

初日は、午前8時30分からオリエンテーション開始となりますので時間を厳守してください。万一公共交通機関等の遅れで開始時間に間に合わない場合は、早めに連絡（045-225-8825）をお願いします。

9 教育開始及び終了時間

2、3日目の開始時間は、午前9時00分です。（遅くとも午前8時50分までに席にお着きください。）

終了予定時間は、

初日 午後5時00分

2日目 午後5時00分

3日目 午後5時20分

です。

講義中は携帯電話の使用を禁じておりますので、緊急連絡の際は協会あてに電話を掛けてください。

10 座席指定

受講者の座席は研修室入口に貼り出しておりますので、確認の上、指定された席にお着きください。

11 受講時の服装

警備員として相応しい端正な服装

- ・上着はジャケット・ジャンパーに類するものを着用
- ・講義中は帽子等着用不可
- ・履物でサンダル・スリッパ等は不可

12 携行品

- ・筆記具（鉛筆・ノート類）  
（教本は、受講初日に受講者にお渡しします。）
- ・印鑑（研修申込書の押印漏れの場合に必要）
- ・昼食（外食可）

13 その他

受講申込書は、雇用証明欄に代表者名、支店長名、営業所長名等を記載し、職印を押捺してください。認印は不可です。併せて受講申込事業所代表者欄にも職印を押捺してください。

なお、雇用保険等被保険者証の写しの添付が必要となります。また、申込書受講料欄が未記載のままのものが散見されますので、必ず記載されるようお願いします。

以上

TEL	045-225-8825
FAX	045-225-8707

# 新任警備員教育計画書

対象：各社で雇用して新たに警備業務に従事させようとする警備員

一般社団法人 神奈川県警備業協会

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
基 本 教 育	警備業務実施の基本原則に関する事 と	1 警備業法第15条に 関すること	講 義 映像装置	1:00	協会講師
	警備員の資質の向 上に関する事 と	1 警備業の社会的役割 2 警備員の使命と心構 え 3 報告・連絡	講 義 映像装置 実 技	0:30	協会講師
		3 礼式 4 基本動作		1:00	協会講師
	警備業法その他警 備業務の適正な実 施に必要な法令に 関すること	1 警備業法	講 義 映像装置	1:00	協会講師
		2 憲法		0:30	
		3 刑法		1:00	
		4 刑事訴訟法		1:00	
		5 遺失物法		0:30	
	事故発生時におけ る警察機関への連 絡その他応急の措 置に関する事 と	1 警察機関への連絡 通報要領、留意事項	講 義	0:30	協会講師
		2 現場保存	映像装置	0:30	
3 避難誘導		実 技	0:30		
4 救急蘇生法			1:00		
護身用具の使用方 法その他護身の方 法に関する事 と	1 護身用具の使用方 法、使用の限界	講 義 映像装置	1:00	協会講師	
	2 護身術	実 技			
計				10:00	

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
業務別教育・一号（施設警備業務）	警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出入管理の意義と形態</li> <li>2 警備計画及び警備指令書</li> <li>3 出入管理業務 「人」の管理 「物」の管理 「車」の管理</li> <li>4 出入管理の一般的心得</li> <li>5 権限の委任と限界</li> <li>6 報告</li> <li>7 警備日誌</li> </ol>	講義 映像装置 実技	3:30	協会講師
	巡回の方法に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巡回業務の意義と目的</li> <li>2 巡回勤務の種類と方法</li> <li>3 巡回勤務の注意点留意事項</li> </ol>		2:00	協会講師
	警報装置その他当該警備業務を実施するために使用する機器の使用方法に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置目的、性能、取り扱い方法及び留意事項</li> <li>2 確認掌握に関する事項</li> </ol>		1:00	協会講師
	不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 不審者等の排除と逮捕権の行使</li> <li>2 来訪者の手荷物検査、金属探知機の使用</li> <li>3 受傷事故防止</li> <li>4 警察機関に対する連絡</li> </ol>		2:30	協会講師
	その他当該警備業務を適正に実行するために必要な知識及び技能に関する事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鍵の授受、保管取扱い</li> <li>2 受付業務</li> </ol>		1:00	協会講師
	警備員の資質の向上に関する事	礼式・修了式		講実 演技	0:20

教育区分	教育事項	具体的内容	教育方法	時間数	教育実施者
業務別教育・二号（交通誘導警備業務・雑踏警備業務）	当該警備業務を適正に実施するために必要な道路交通関係法令に関すること	1 交通警備員誘導の意義 2 道路交通法 ア 車両及び歩行者に関する条文 イ 禁止行為 ウ 道路使用の許可	講義 映像装置 実技	1:30	協会講師
	車両及び歩行者の誘導の方法に関すること	1 交通誘導の意義 2 基本的な心構え 3 合図の種類と要領 4 交通誘導の位置 5 交通誘導の要領		2:00	協会講師
	人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること	1 雑踏警備業務の意義 2 警備計画と警備員の心構え 3 実施要領 4 心得五則		2:00	協会講師
	当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること	1 各種保安資機材の使用方法 2 同資機材使用時の留意事項		1:00	
	人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること	1 緊急時の規制要領 2 負傷者の搬送要領 3 緊急車両の誘導路の確保 4 広報		2:00	協会講師
	その他当該警備業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関すること	1 主要標識 2 状況判断・応接・報告		1:30	協会講師
	警備員の資質の向上に関すること	礼式・修了式		講 演 実 技	0:20

## 新任警備員教育会場案内図



住所 〒231-0026 横浜市中区寿町2丁目5番地の1 川本工業ビル5階  
(※都合により講習会場が変更になる場合があります。)

電話 045-225-8825

FAX 045-225-8707

<交通>

JR石川町駅 北口から徒歩5分

(※自動車、バイク、自転車を駐車する場所はありません。)

<授業開始>

1日目 午前8時30分から

2、3日目 午前9時00分から